

補3-1/P. ヒル氏「金融仲介業務もしくはFISIMの見なおし」

(2)

Eurostat 室 資料 No.1
英語のみ

欧州統計委員会および経済委員会
欧州統計会議

欧州共同体委員会 (EUROSTAT)
経済協力開発機構

国民経済計算に関する UNECE/Eurostat/OECD 合同会議
(ジュネーブ、1996年4月30日—5月3日)

暫定議事録第7項

金融仲介業務もしくは FISIM の見直し

オーストラリア統計局編⁽¹⁾

(1) 執筆者:P.ヒル氏

金融仲介サービスもしくはFISIMの見直し

Peter Hill*

*注:本論文は、Eurostat(1996)およびオーストラリア統計局(Carl Obst 1995 および 1996)が FISIM の計測と配分について最近発表した 3 つの論文に刺激されて書かれたものである。これらの 3 つの論文によって、FISIM の計測と配分というテーマは、コンセンサスを得ることが可能なはずだという段階にまで前進した。これらの論文は極めて多くの共通の根拠を示しているが、最終的な点では意見が異なっている。本論文は、これらの Eurostat および ABS の論文においてすでに論理的な結論を得た問題を取り上げ、これらの問題にさらに迫って明らかにしようとするものである。最終的に FISIM の取り扱いの問題を解決するためには、過去数十年解決のつかない問題であった金融仲介業の生産活動に対する考え方の根本的な誤りを明らかにするために、SNA における FISIM 計測の基本原則を過去にさかのぼり見直すことが必要である。

序文

銀行や金融仲介業者のサービスの生産と消費を計測することは、国民経済計算において長年の難問であった。ここにきて FISIM が再度注目され、その計測の基本原則を見直そうという動きが出てきた背景には 2 つの理由がある。ひとつは、FISIM の処理の問題が 1993SNA では結局解決されなかったということである。以下に、1993SNAxliii ページの最初の 2 パラグラフを抜粋する。

“1993SNA は、国民経済計算改革の 1 段階である。この改革を続けるためにはさらに一層のリサーチを実施する必要がある。国際的なガイドラインや国際基準導入の前にいくつかのテーマについてコンセンサスを得る必要がある。1993 年に、統計委員会は、最も優先すべき課題は、間接的に計測されている金融仲介サービスの価額をユーザー別に配分するためのガイドラインの策定であるとした。”

“事務局間作業部会に対し、さらに総合的な見直しに 25 年間もの月日を費やすことなく、この目的を達成し、ガイドラインと基準を SNA に組み入れるための任務が与えられた。当面は、FISIM に関する国際ガイドラインが合意に至るまでは、統計委員会は、各国に対し、FISIM の処理に関して”柔軟性“をもって対応するよう勧告している。本論文は、1993SNA で決定した問題をさらに蒸し返そうというものではない。それどころか、FISIM の処理については、依然として決着のついていない問題点が数多い。FISIM についてはまだ国際基準が存在しないのが現状である。

“ダミー（名目的）産業”の中間消費として FISIM を処理しようという 1968SNA の臨時の措置は全く解決策とはなっていない。想像上の産業にマイナスの付加価値を投入する方法が、金融仲介業にマイナスの付加価値を計上する方法よりはるかにすぐれているかどうかは論議の余地のあるところである。前者の方法が、ユーザーにとって透明性の点で大きく劣っていることは確かである。金融仲介業にマイナスの付加価値を計上することは、もちろん、GDP の抑制

を招くが、しかし、1968年の臨時措置でも、規模は小さいもののGDPは依然として抑制されているのである。しかしながら、多くの国々やEUが最も懸念するのは、1968年の臨時措置では、GDPの抑制の度合いが国により異なるという問題である。

金融仲介業が、実際にサービスを生産しているのであれば、その他の制度単位もまたこれらのサービスを消費していかなければならない。サービスの消費者がブラックホールに消えることは不可能である。もし、経済計算の総合的かつ統一的なシステムの中で産出を記録しなければならないのであれば、その産出の使用についても記録すべきであり、この考え方には、1993年見直し作業に参加した専門家が多くにより強力に支持された。

1993SNAの中で未完成のままとなったこの問題を早急に解決する必要がある第2の理由は、その解決策に関して合意に至ることが緊急に必要だというだけではなく、1995ESAの中で経済的に支持される解決策であることが必要だからである。FISIMの計測と配分はGDPに影響を与え、従って、政治および財政上重要な意味を持つのである。

金融仲介機関の生産するサービスの特徴

すでに2点についてはコンセンサスが得られており、本論文においても異論のないものとして扱っているが、それは以下の2点である。

- (1) 金融仲介業は、SNAで定義されている通り、生産活動に実際に従事している。これらは、他の生産者と同じく、中間的投入、従業員の報酬、資本消費という形態で生産コストを発生している。これらはまた収益性のある活動である。しかしながら、その産出の一部は把握が難しい性格を有し、従ってその価額の推計が困難である。
- (2) 金融仲介業は、資金を貸し手から借り手に円滑に移動させることにより経済において他に類のない極めて重要な役割を果たしている。この理由から、1993SNA第4.77項の説明のとおり、体系における最初の部門分類の段階で金融法人は非金融法人と区別されている。

しかしながら、中間的な資金を使った貸付ではなく、自己資金による貸付については、SNAの中で生産的活動とみなされる必要はないとされている。金融機関の生産活動がこのように限定的なものとしてとらえられている背景には、貸付行為そのもの（資金源のいかんによらず生産ではない）と、それを先導し、付帯し、円滑化する活動とを区別しそこなったことから発生する概念上の誤りがある。金融機関の生産活動に制限を加えることには正当な根拠がなく不必要であり、これが、各単位や部門に提供されているサービスの推計価額と、標準的SNA定義を使って計測されたグローバルFISIMを一致させることを難しく、あるいは不可能にしている原因である。

個々の金融機関別もしくはサブセクター別のFISIM計測

1993SNAは、金融機関が生産するサービスの性格に関してのみならず、その価額をどのように計測するか、そして誰に配分するかについて明確に示している。6.124項では、金融機関

は、提供したサービスに対してその顧客に個々に料金を請求しているとは限らず、サービスがないと考えた場合の利子、すなわち、純粋な市場金利を採用した場合の利子よりも高い利子を請求したり、低い利子を支払ったりしていると指摘している。金融機関は、顧客に対して行なうサービスの多くに関して、直接料金を請求する代わりに、高い利子を請求したり低い利子を支払ったりする方法を選択することができる。このように間接的に料金を請求するために、金融機関は、貸し手と借り手の違いによるだけでなく、個々の顧客に対しても異なる利子を採用して差別化するために、受取利子や支払利子を固定することができなければならない。

第 6.124 項で注目すべき重要なポイントは、ここで取り上げているのが、サービスをどのように推計し評価すべきかという問題だけでなく、明示的な料金が示されないサービスが誰に提供されているかという問題も取り上げているという点である。6.124 項のガイドラインにしたがえば、サービスの生産と消費の推計に関しては概念上の大きな問題は存在しないことになるが、一般的に“参照利子率”と呼ばれている“純粋な”利子率の選択を含めデータ上の問題があると思われる。

金融機関がそのサービスの多くについて間接的に料金を徴収していることを、どのようにとらえるかについてのみ説明することが現実的であるといえる。金融仲介業の活動の多くが、顧客から受け取る、あるいは顧客に支払う利子を操作することにより資金調達されているという事実は、周知の事実である。例えば、Eurostat の発表した論文の 9 ページには次のように記載されている。“FISIM 産出は、金融仲介機関がその利子率をコントロールしている貸付と預金の業務により発生している。”

金融仲介機関がサービスを提供する相手である顧客は、金融仲介機関に預金を預け入れてしたり、これらから貸付や前貸しを受けている制度単位により構成されている。これらの単位は、仲介機関との間に持続的関係を有しており、単なる債権者/債務者の関係を超えてい

実際には、金融機関は、その顧客に対するサービスの種類により大きく 3 種類の生産活動に従事している。

- (1) 預金の引受け、管理、移転
- (2) 貸付もしくはその他の投資
- (3) 金融に関するアドバイスもしくはその他のビジネスサービス

金融機関は、これらのサービスの一部、特に(3)のサービスについては所定の手数料を徴収することが多いが、(1)と(2)のサービスについては、預金に対する支払利子の減額や貸付に対する受取利子の増額により間接的に料金を徴収していることが多い。金融機関が預金を引き受ける場合には、単に資金を借り入れているわけではない。金融機関は、その預金者に対し安全と便宜を提供し、また支払手段として利用される移転可能な預金の管理という重要な機能を果たしている。同様に、金融機関が貸付や前貸しを行なう場合には、単に資金を貸し付けていいわけではない。金融機関は、迅速かつ柔軟性のあるクレジット・ファシリティの提供を可能とするために資金を移動しなければならず、もし金融機関から借り入れなければ顧客にとって、資金調達が難しく、費用や時間がかかるることは明らかである。

その他の多くの生産者、特に大規模生産者と同様に、金融機関はたった1種類の生産に従事しているのではなく、複数の活動を同時進行させているのである。実際には、金融仲介機関は、預金者と借入者に対し、平行して2つの異なる種類のサービスを提供しており、これに対して金融仲介機関は別個に料金を徴収している。もちろん、これらの活動は相互に補完しあっており、金融仲介機関がこの2種類のサービスを同時に行なうことが経済的および財政的に有利であることは確かである。しかし、それぞれの活動は当然のことながら、異なるサービスを異なる顧客に提供する生産活動なのである。

もちろん、金融機関は、希望すればそのサービスに対して直接料金を請求する方法を選択することができ、すくなくとも一部の国々では直接請求が増える傾向にあるといえるかもしれない。例えば、顧客に対して、期間やあるいは金額にさえ関係なく当座貸越のサービス提供に対して一定の料金を請求したり、小切手の現金化や預金者向けのその他の個別サービスに対して直接料金を請求することができる。急速に変化する金融市場で生き残るために、金融機関の中には、預金者と借入者の双方の顧客に、魅力的な利子率を提供せざるをえないと考えるところもある。直接的な料金請求を選択することにより、金融機関は預金者に支払う利子を引き上げ、借入者から請求する利子を引き下げることができる。今後、金融機関自身が、そのすべてのサービスに明示的な料金を徴収するようになれば、国民経済計算上の諸問題は解決されるであろう。当面は、国民経済計算の作成者は、適切な推計方法を採用することにより、現実経済を把握するように努力しなければならない。

自己資金による貸付

1993SNA 第 6.125 項において、グローバルな FISIM を、“金融仲介業の受取財産所得の総額から支払利子総額を引いたもの、ただし、自己資金の投資による受取財産所得価額を含まない。この種の所得は金融仲介から発生するものでないため”と定義している。この定義は、1968SNA（第 633 項）から繰り越されたものである。

この定義には、金融仲介機関がその顧客に実際に提供するサービスは、そのサービスを提供する活動がまとまって行なわれるだけでなく、具体的に相互関係を有しながら行なわれた場合にのみ記録されるべきだということを意味している。金融機関が資金を貸し付ける場合には、その貸付資金が貸し付け目的で借り入れられた場合に限り、生産活動に従事しているとみなされる。金融機関自身が問題の資金の出所を特定することができなかったり、資金の出所にかかわらず関係する活動が同一になる場合でも上記のようにみなされる。預金の引受けについても、暗に、預金された資金が他者に貸し付けられた場合を除き、その活動は生産的とみなされないとされている。

自己資金による貸付を除外するのは、貸付自身は SNA 的には生産プロセスではないとみなされるというのがその根拠となっている。もしひとつ制度単位が他の制度単位に貸付を行なった場合、その取引は両者の金融勘定に記録され、貸付者の生産勘定にエントリーする必要はない。ローンという形態で新たに作り出された金融資産が産出でないことは確かである。例えば、家計が金融機関に預金を預け入れる場合、すなわち資金を貸す場合、それはなにも生産しない。また、預金を預け入れる家計は生産に従事しているわけではない。同じく、金融機関が

自己資金を単に貸し付ける時にも金融機関が生産に従事していない。しかしながら、これは、制度単位が多くの顧客に貸付という事業を行なう際に従事せざるをえない生産活動と貸付を区別しそこなったことから発生した、誤った推論である。

ひとつの制度単位が貸付という事業を行なう場合には、かならず生産に従事し、そのための特別の場所が必要となり、従業員を雇用し、コストが発生するのが普通である。これらのコストを回収し、利益をあげるために料金を徴収しようとするだろう。金融機関は、その顧客にサービスを提供しているのであり、単に資金を貸しているのではない。これらのサービス市場は、資本市場において周知の欠陥が存在することから生まれたものである。これらの欠陥とはおもに、借り手と貸し手に関する情報の不在、規模の経済、アクセスの制限、不確実性などの要因によるものである。例えば、少額ローンを必要とする家計は、短期金融市場において少額の証券を発行することはほとんど不可能である。家計を対象とした少額ローンのビジネスを行なっている金融機関は、その貸付用資金の出所のいかんにかかわらず、借り手の信用度を確認するためにコストがかかる。実際に、貸し手は、独占的な立場に立っている可能性があり、場合によっては極めて高いサービス料を課すことも可能である。

貸付というビジネスの中で貸し手が要求するサービス料は、貸し手が生産に従事しており、ローンの借入を望む顧客であればその対価を支払わざるをえないサービスを提供している。これらのサービスは、貸し手が自己資金を貸し付けているか、借入資金を貸し付けているかにかかわらず、同じである。いずれの場合も、貸付自身は両者の金融勘定に引き続き記載されるが、生産勘定には含まれない。SNAにおいて、自己資金の貸付と中間資金の貸付を基本的に区別することは不要で誤りであると結論づけていいだろう。これらの活動を生産と認めなければ、生産活動の領域は極めて狭い範囲にとどまることになり、金融機関の生産活動に不必要的制限を加えることになる。

生産プロセスとしての金融仲介

貸付それ自身は生産ではないので、また貸付が、それに先立ち、付帯し、円滑化する活動と区別されないとすれば、生産の領域内に主な金融機関の活動を含めることを正当化するためには、別の形態の生産活動、すなわち金融仲介業を作り出す必要があると思われる。金融仲介は、多くの金融機関が行なっている極めて重要な機能のひとつであるが、これは生産プロセスではない。さらに、ここでまさに指摘しているように、金融機関が金融仲介に従事している場合のみ生産活動に従事していると主張すれば、SNAにおいて、国民総生産への金融機関の貢献度が実際を下回って評価されることになる。

1993SNA 第 4.78 項において、金融仲介は、“ひとつの制度単位が、市場における金融取引に関与することにより金融資産を取得する目的でその勘定に債務を発生させる生産活動”と定義されている。この定義は、生産の概念や定義に関する章ではなく、制度単位の定義および分類に関する章に示されている。つまりこの定義は、SNAにおける生産プロセスを定義することが目的ではなく、SNAにおける最初の段階の部門分類においてその他の制度単位と金融機関を区別するために、金融機関が行なう活動の性格や特徴を ISIC の観点から解説することを目的としたものである。この解説は、金融法人として分類され S12 部門に含まれるべき法人を特定